

第 2 期
南九州市成年後見制度
利用促進基本計画

(令和 6 年度～令和 10 年度)

南九州市

令和 6 年 3 月

はじめに

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人等がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するために導入されました。

しかしながら、成年後見制度の全国的な利用者数は近年増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少なく、十分に活用されていない状況にあり、本市においても同様の傾向にあります。

このことから、令和3年3月に「南九州市成年後見制度利用促進基本計画」を策定、令和4年3月には「南九州市成年後見ステーション」を設置し、成年後見制度の利用促進を進めてまいりました。

成年後見制度の運用が進み、地域連携のしくみが整備されつつある一方、国や本市の課題として成年後見制度の周知が未だ十分でない点があげられます。

今般、「第2期南九州市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、本市の課題にもなっている成年後見制度の啓発活動や、引き続き、司法、行政、福祉、医療、地域関係者との地域ネットワークの構築により、成年後見制度が必要な人を適切な支援につなげることで、認知症になっても、障害があっても地域社会に参画し、その人らしい生活を続けられるよう取り組んでまいります。この取組が、基本理念でもある『みんなで支え合い、いきいきと健やかに暮らせるまちづくり』を実現できるよう、着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました南九州市成年後見制度利用促進計画策定委員会の委員及びオブザーバーの皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

南九州市長 塗木 弘幸

目 次

- 1 成年後見制度とは …P 1
- 2 計画策定の背景と目的 …P 2
- 3 計画の位置づけ …P 2
- 4 計画の期間 …P 3
- 5 本市の現状 …P 4
- 6 本市のこれまでの取組と課題 …P11
- 7 計画の基本理念 …P17
- 8 施策の展開 …P17
 - (1) 地域で支える体制づくり
 - ① 中核機関の整備・強化
 - ② 地域連携ネットワークの構築
 - (2) 安心して暮らし続けられる地域づくり
 - ① 見守り体制の整備
 - ② 成年後見制度の啓発と周知
 - ③ 予防的活用の促進
 - ④ 成年後見制度利用支援事業の充実
- 9 計画の推進 …P26
- 10 評価 …P26

～資料～

- (1) 主な用語解説 …P27
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律 …P29
- (3) 南九州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱 …P34
- (4) 南九州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員名簿 …P36
- (5) 南九州市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱…P37
- (6) 南九州市成年後見人等報酬助成要綱 …P39
- (7) 南九州市成年後見ステーション事業実施要項 …P42

1 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない方（本人）を、その権利を保護する援助者（成年後見人等）を選任することにより支援する制度です。

成年後見制度には、大きく分けて「任意後見」と「法定後見」の2つの制度があります。

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが援助者（任意後見人）を選任し、判断能力が低下した場合に代わりに行ってほしいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。一方、法定後見制度は、本人の判断能力が不十分な状態になった後、家庭裁判所が後見人や援助内容を定める制度で、本人の判断能力に応じて「補助」、「保佐」、「後見」の3つの制度に分けられます。

法定後見制度の3つの類型

類型	概要	判断能力の程度
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の場合、「成年後見人」が、本人に代わって各種契約や財産管理等を行ったり、本人が締結してしまった不利益な契約を後から取り消したりすることで、本人を保護・支援します。	低 ↑ ↓ 高
保佐	判断能力が著しく不十分な場合、財産に関する一定の行為において、「保佐人」が同意したり、取り消したりする方法で本人の権利を保護します。このほか、申立てにより、裁判所が定める範囲で保佐人に代理権を与え、保佐人が財産管理等を行うことも可能です。	
補助	判断能力が不十分な方の場合、申立てにより裁判所が定める範囲で「補助人」が同意権・取消権、代理権を行使し、本人の権利を保護・援助します。なお、補助の申立ての場合、必ず本人の同意が必要となります。	

2 計画策定の背景と目的

本市では、高齢化の進行や精神障害を事由とした障害者手帳を取得される方の増加があり、成年後見制度の必要性や幅広い世代での成年後見制度のニーズが高まったことから、令和3年3月に「南九州市成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、認知症、知的障害、その他精神上的の障害等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るための体制整備に取り組んできました。

現行の基本計画の期間は令和3年度から令和5年度までとなっており、本年度が最終年度であることから、これまでの施策について見直しを行うとともに、更なる成年後見制度の利用促進を図ることを目的として、令和6年度からの「第2期南九州市成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、取組を進めていきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条の規定に基づく、市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画です。

市では、「南九州市地域福祉計画」（令和5年～令和9年）において、「福祉サービスの充実と権利擁護」を基本施策として掲げ、その中で「判断能力が十分でない人に対する支援として、社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用支援事業について、積極的な情報提供による周知、活用の推進を図る」、「成年後見制度の普及啓発に努める」としています。また、この他関連個別計画である「南九州市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「南九州市障害者計画」においても整合性を図ることとします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度～令和10年度までの5年間とします。ただし、国、県等の動向を踏まえ、また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

【南九州市各種計画】

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
計 画	地域福祉計画 (第 1 次)		地域福祉計画 (第 2 次)					次期計画
	障害者計画 (現行)			次期計画				
	障害福祉計画・障害児福祉計画 (第 6 期・第 2 期)			障害福祉計画・障害児福祉計画 (第 7 期・第 3 期) ※予定			次期計画	
	高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画 (第 8 期)			高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画 (第 9 期) ※予定			次期計画	
	成年後見制度利用促進基本計画 (第 1 期)			成年後見制度利用促進基本計画 (第 2 期)				

【国成年後見制度利用促進基本計画】

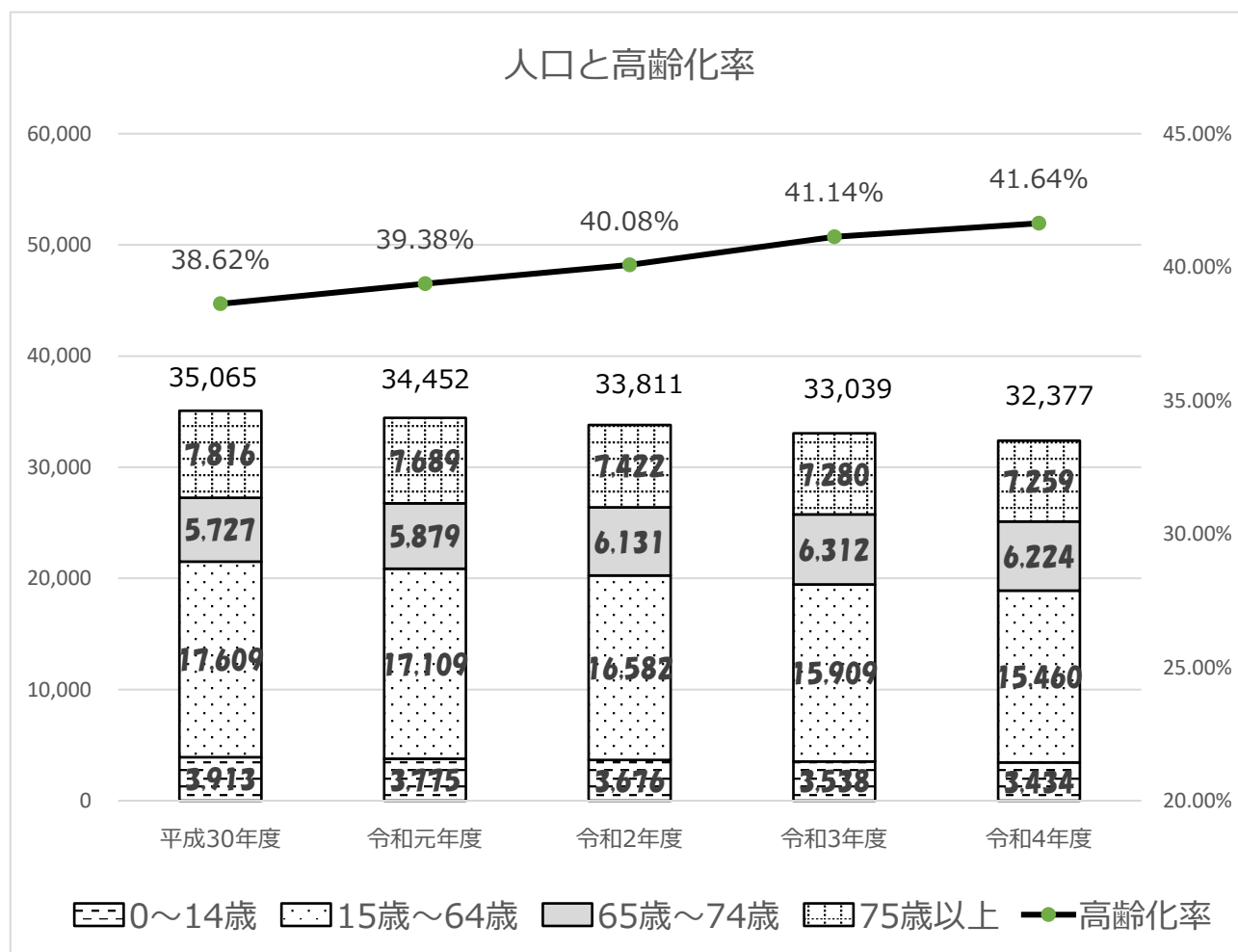
年 度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
計 画	成年後見制 度利用促進 基本計画 (第1期)	成年後見制度利用促進基本計画 (第2期)					次期計画	

5 本市の現状

(1) 人口構成と高齢化率

本市の人口は、令和5年3月末現在で32,377人と近年、減少傾向をたどっています。人口構成をみると、65歳未満は減少傾向の一方で、65歳～74歳未満は令和3年度まで増加傾向で推移し、その結果75歳以上は減少傾向ながらも、高齢化率は平成30年の38.62%から令和5年3月末では41.64%と3.02ポイント上昇しています。

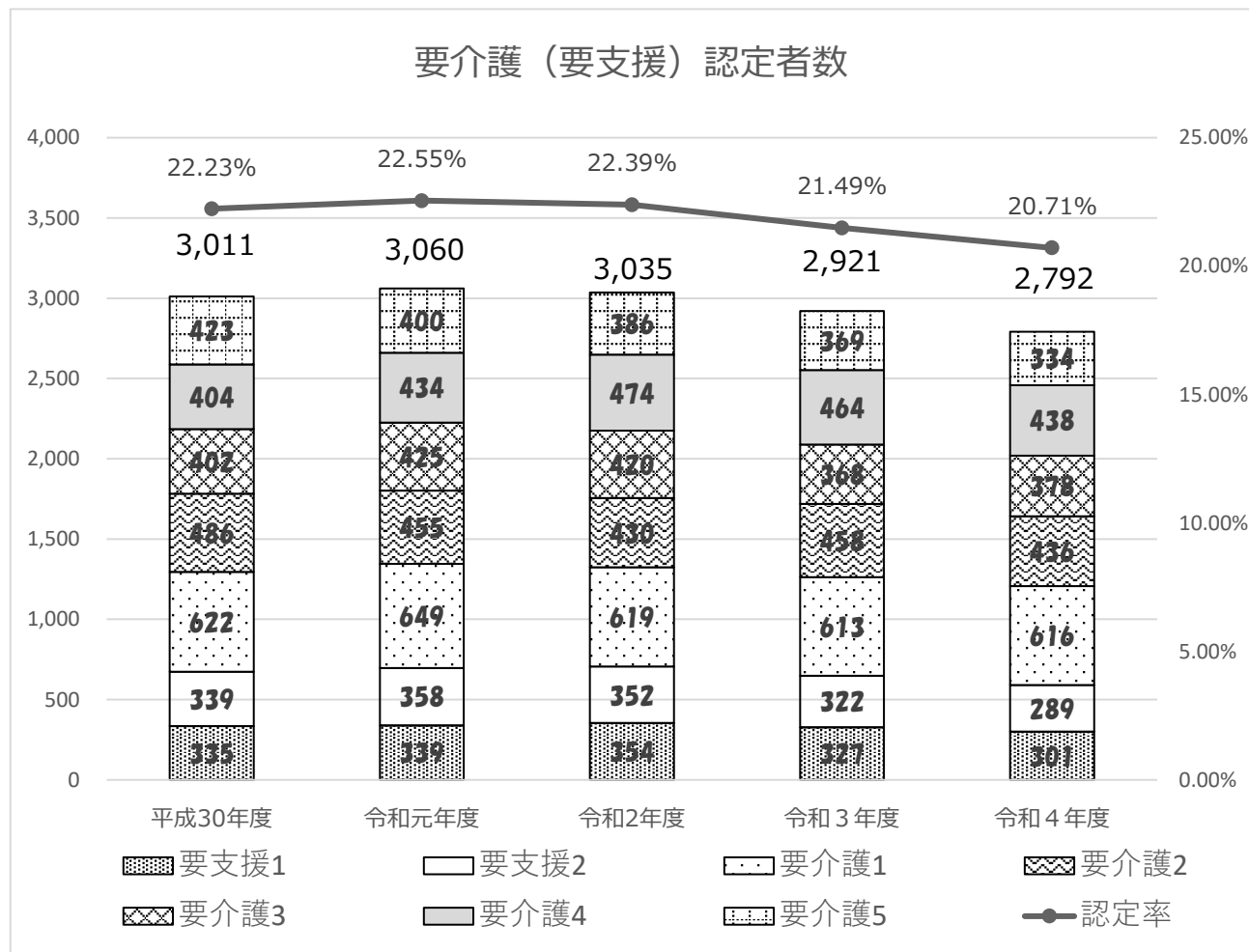
高齢者人口の中では、75歳以上の後期高齢者が依然7,000人台で推移していることに加え、65歳～74歳の前期高齢者も近年は6,000人台で推移し、総人口に占める割合が上昇しています。



※人口 各年度 3月31日現在

(2) 要介護（要支援）認定者数

第1号被保険者のうち、要介護（要支援）認定者は減少傾向にあり、令和5年3月末では2,792人となっています。認定率においても減少傾向にあり、令和5年3月末では20.71%となっています。しかしながら、第1号被保険者のうち、5人に1人が要介護（要支援）認定者であり、何かしらの支援を要する状態となっています。

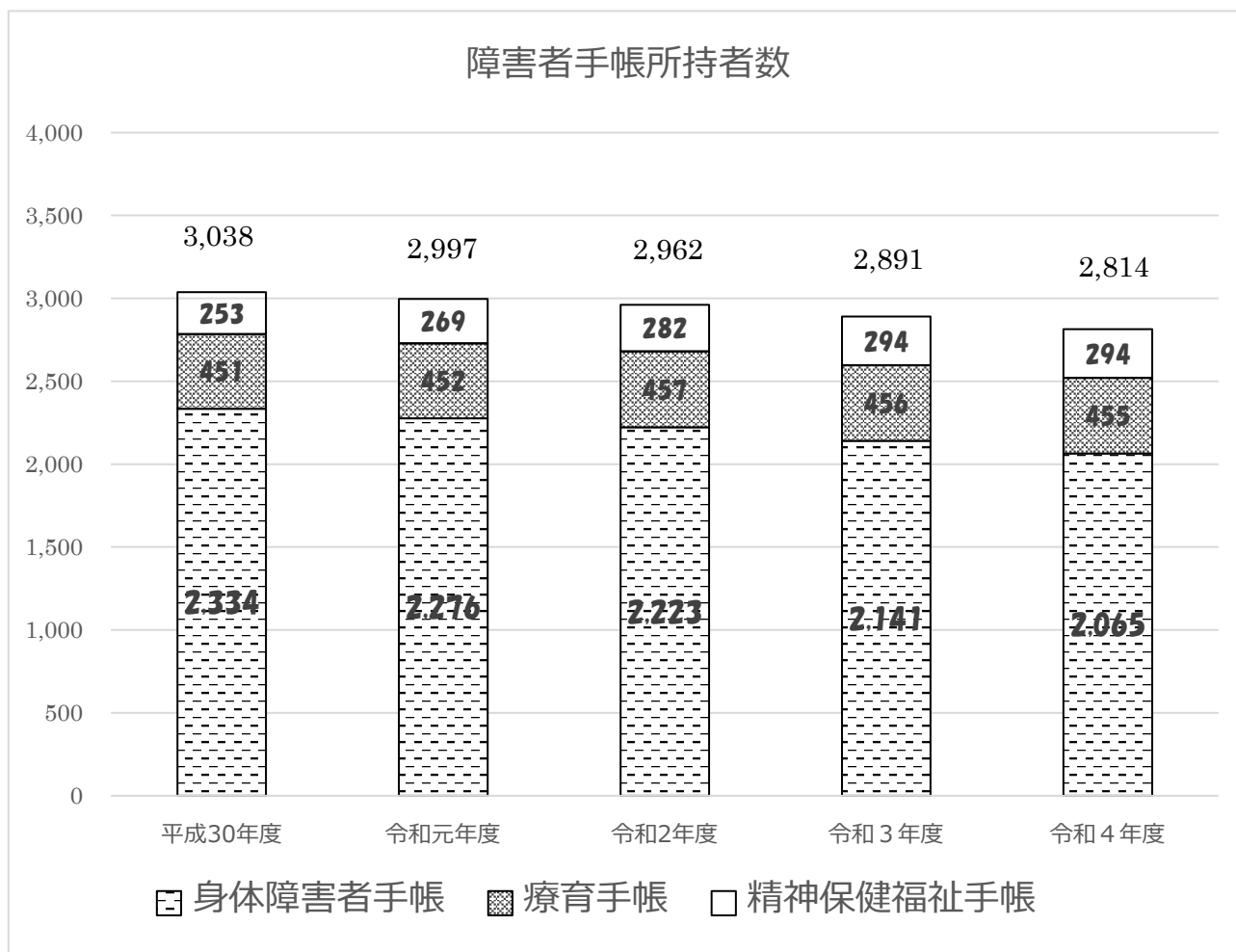


※認定者数 各年度3月31日現在（第1号被保険者のみ）

(3) 障害者手帳所持者数

障害者手帳の所持者のうち、身体障害者手帳所持者は年々減少傾向にあり、令和5年3月末で2,065人となっています。療育手帳所持者はほぼ横ばいで推移し、令和5年3月末で455人となっています。精神保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にあり、令和5年3月末で294人となっています。

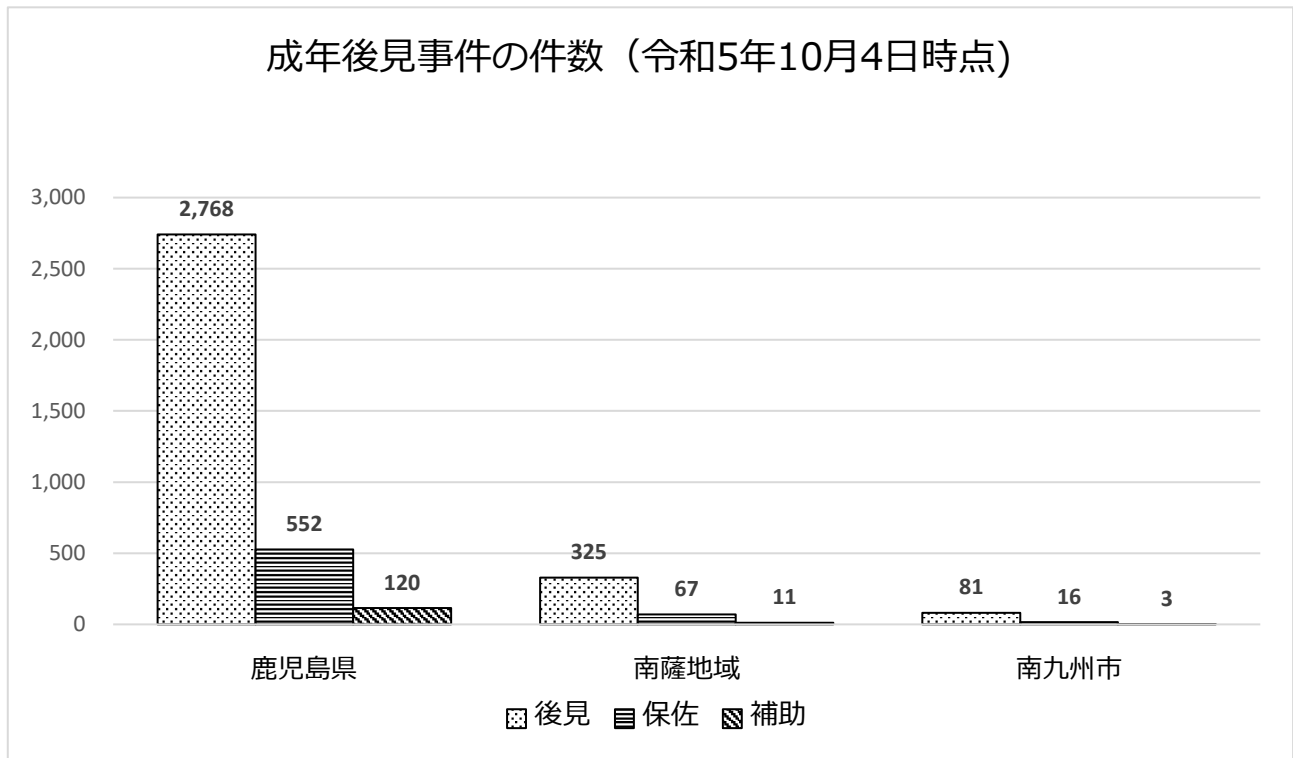
成年後見制度の利用が見込まれる療育手帳所持者は横ばい、精神保健福祉手帳所持者は増加傾向となっており、成年後見制度の潜在的な利用対象者は増加していると考えられます。



※手帳所持者数 各年度3月31日現在

(4) 成年後見制度の利用状況

南九州市における令和5年10月4日現在の成年後見制度の利用状況は、後見が81件、保佐が16件、補助が3件となっています。

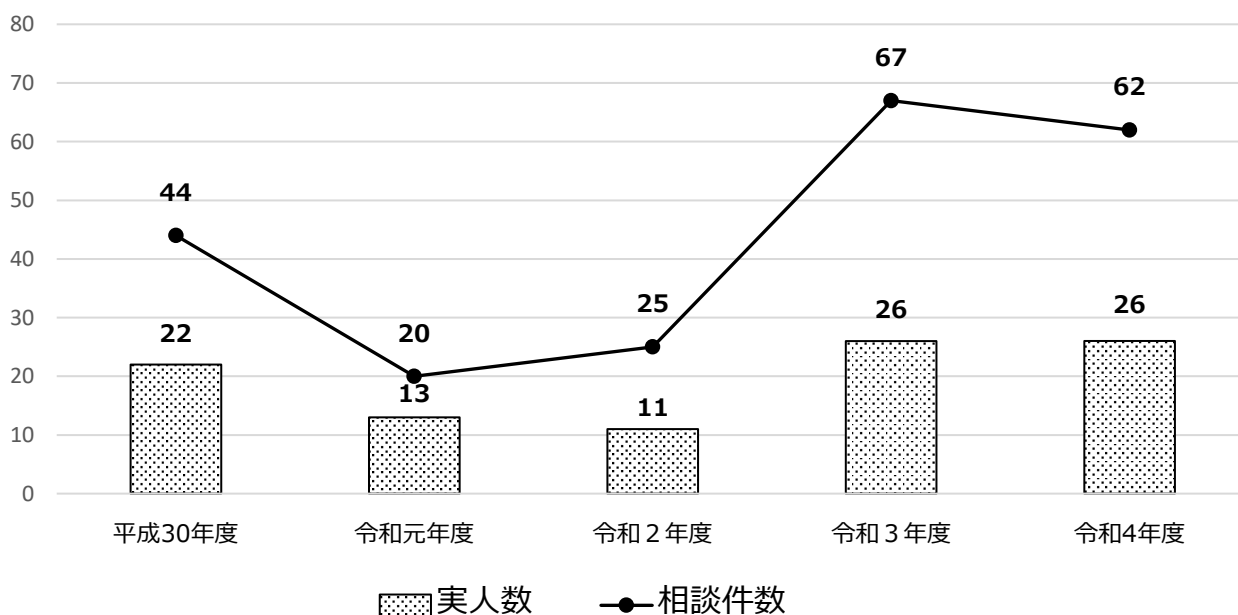


【参考：鹿児島家庭裁判所より】

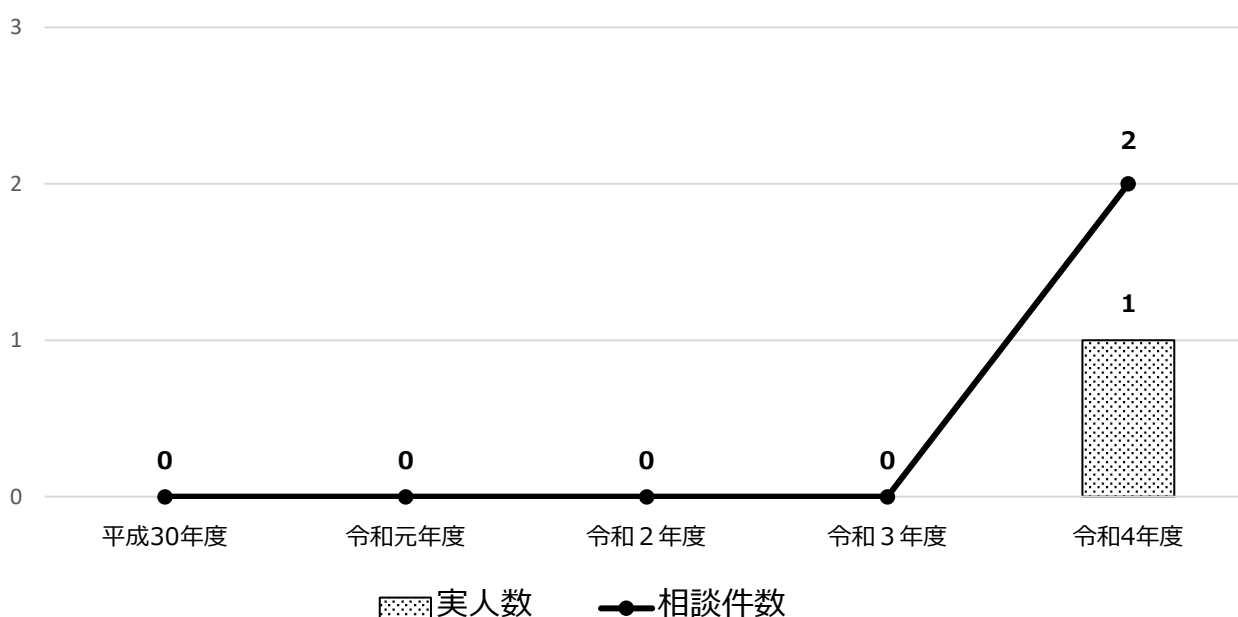
(5) 成年後見制度相談状況

成年後見制度相談状況について、令和4年度は高齢分野の相談件数が62件、実人数が26人となっています。障害分野では相談件数が2件、実人数1人となっています。平成30年度～令和4年度の5年間では高齢分野の延相談件数が年平均43.6件、実人数は年平均19.6人となっています。障害分野では令和4年3月以降より相談件数の把握を行っています。なお、延相談件数においては相談を受けた件数の他、訪問を行った回数やケース会議を行った回数も含まれています。

成年後見制度相談状況（高齢）



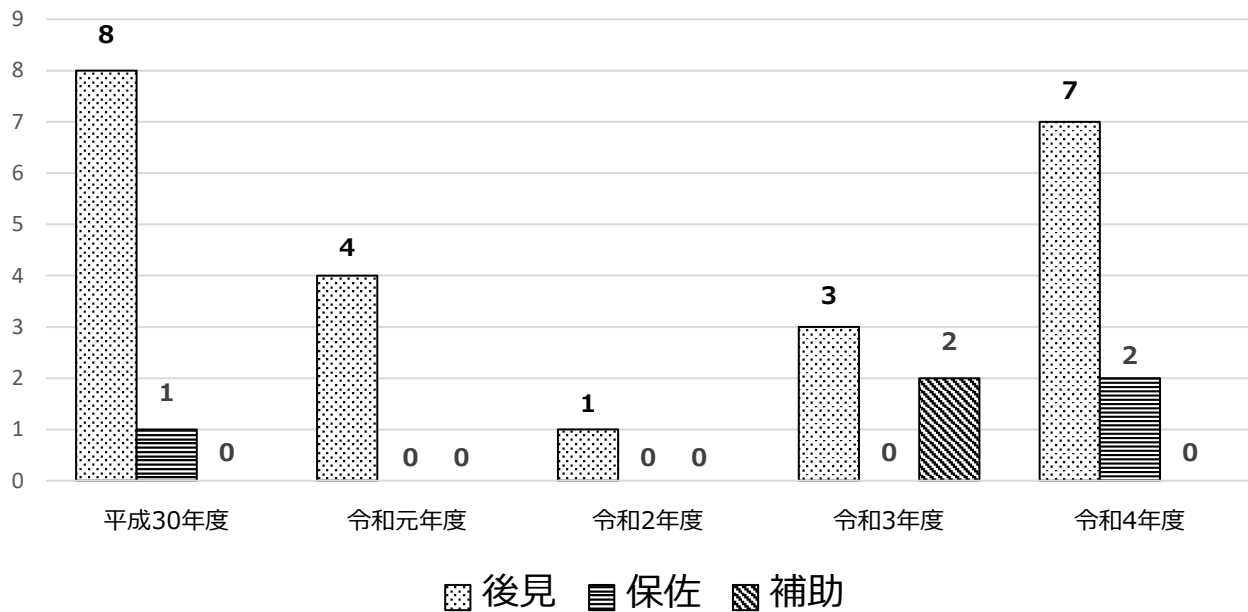
成年後見制度相談状況（障害）



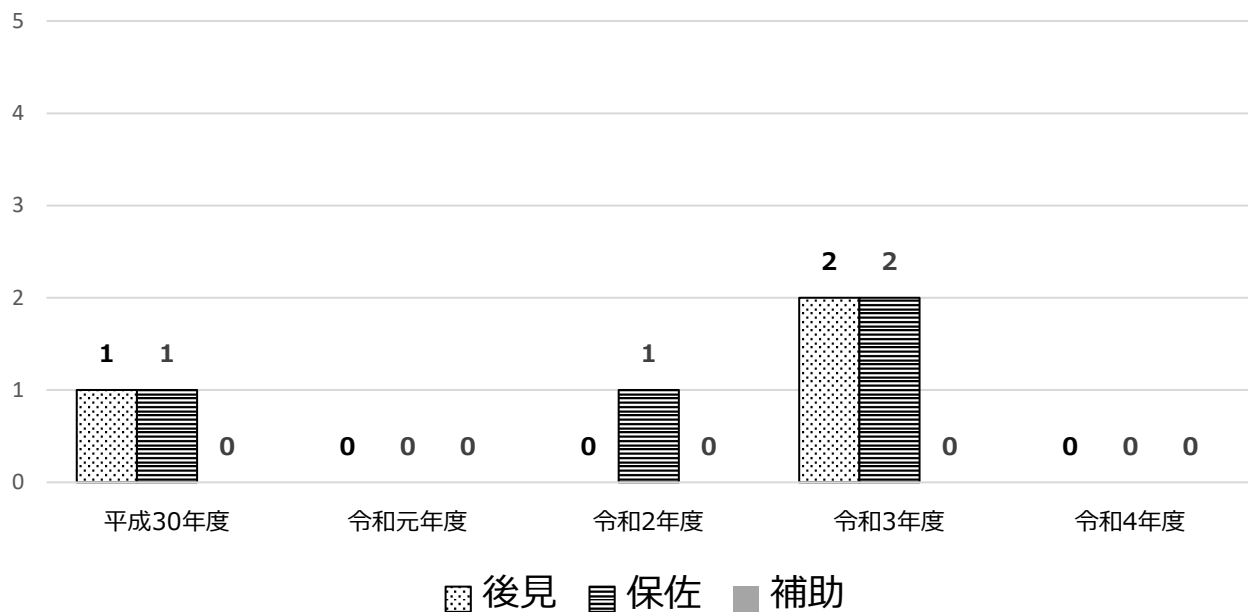
(6) 成年後見制度市長申立て件数

成年後見制度の市長申立件数について、令和4年度の高齢分野では後見類型が7件、保佐類型が2件、合計で9件となっています。障害分野は0件でした。平成30年度～令和4年度の5年間では高齢分野が年平均5.6件、障害分野が年平均1.6件となっています。

市長申立て件数（高齢）



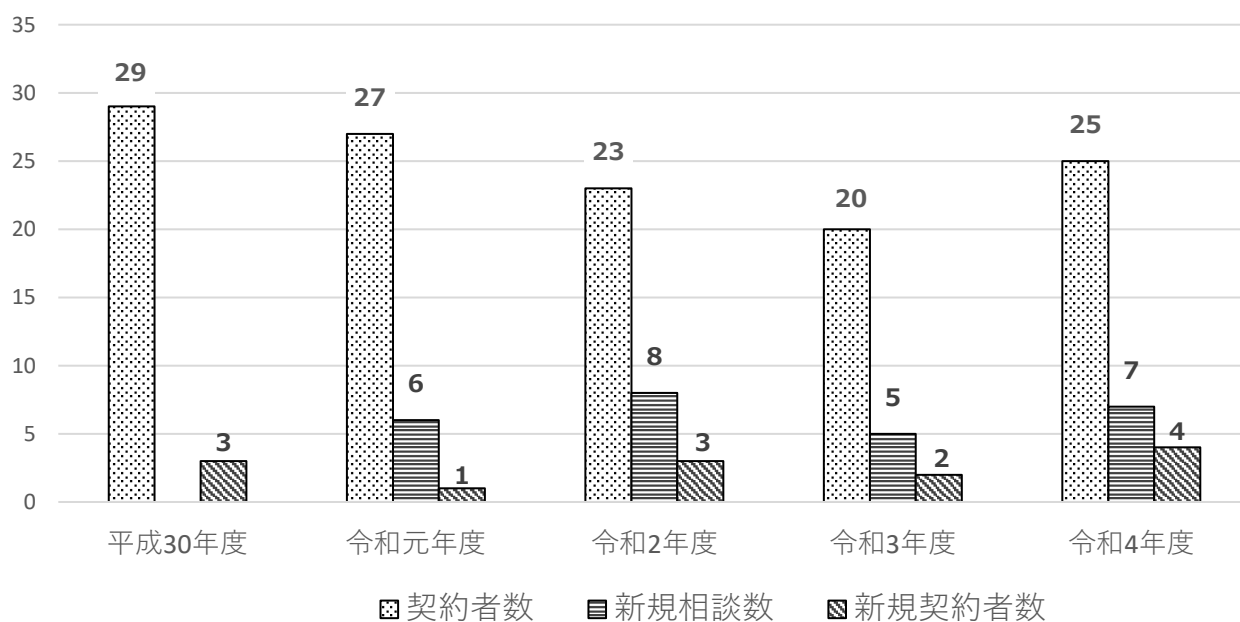
市長申立て件数（障害）



(7) 福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）の契約者数

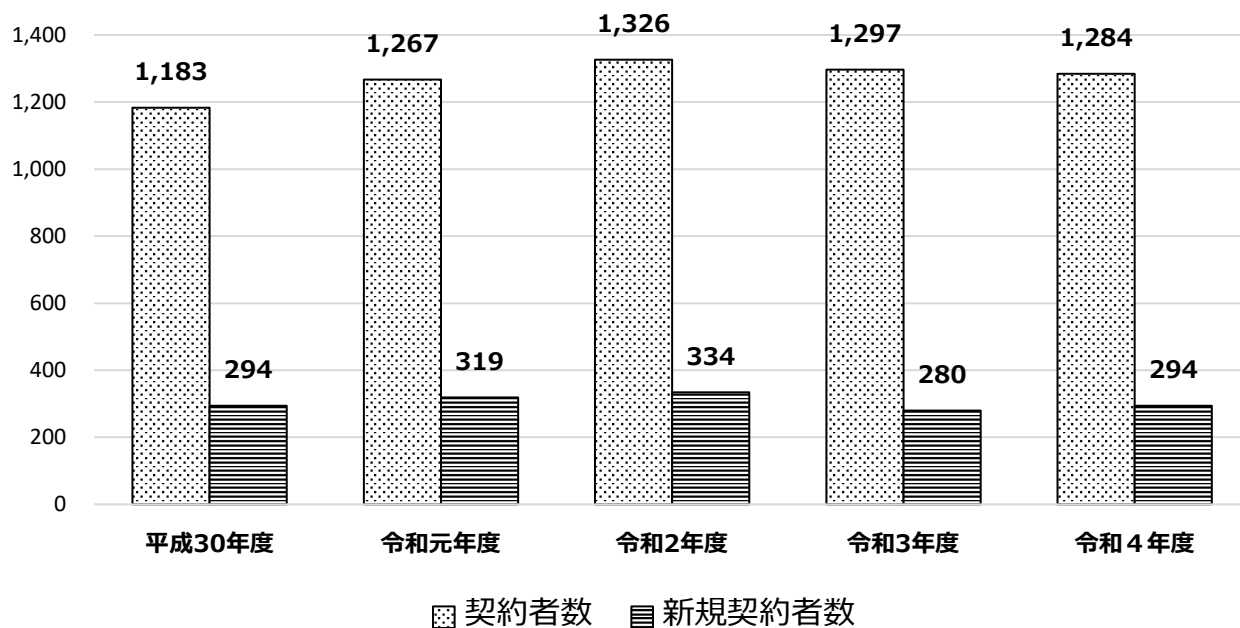
社会福祉協議会が実施主体となっている福祉サービス利用支援事業について、県全体では、契約者数は年々増加傾向にありましたが、令和3年度以降は減少傾向となっています。南九州市においては契約者数が減少傾向になっていましたが、令和4年度では25件と増加しています。新規相談数は年平均6.5件となっていますが、利用条件に合致しないこともあり、利用につながらないケースもあります。なお、新規相談件数は令和元年度からの算出となっています。

福祉サービス利用支援事業利用者数（南九州市）



【南九州市社会福祉協議会より】

福祉サービス利用支援事業契約者数（県）



【資料：鹿児島県社会福祉協議会 HP より】

6 本市のこれまでの取組と課題

(1) 本市における取組

本市では令和3年3月に策定した基本計画に基づき、認知症、知的障害、その他精神上的の障害等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るための体制整備を行い、下記の内容で取組を進めてきました。

(1) 地域で支える体制づくり

① 中核機関の整備

ア) 広報機能

○広報活動として、広報紙掲載（令和4年2月号）、市ホームページでの広報、市独自のパンフレット作成・配布、出前講座を行いました。

【出前講座件数】

年度	件数
令和3年度	7件（自立支援協議会相談支援部会・精神保健福祉部会、民生委員児童委員協議会、県成年後見制度担当者研修会、市介護保険サービス事業所連絡会居宅介護専門部会、市地域包括支援センターケアマネ研修等）
令和4年度	3件（民生委員児童委員協議会、生活支援型訪問介護サービス事業介護従事者研修等）

イ) 相談機能

○相談体制を構築し、相談対応を行いました。また、関係者や担当者による検討を行いました。

【相談件数】

年度	件数	実人数
令和3年度	67件（高齢67件・障害0件）	26人（高齢26人・障害0人）
令和4年度	64件（高齢62件・障害2件）	27人（高齢26人・障害1人）

【市長申立て検討会】

年度	件数
令和3年度	1件（高齢1件・障害0件）
令和4年度	10件（高齢10件・障害0件）

【ケース検討会】

年度	件数
令和3年度	0件
令和4年度	2件（高齢2件・障害0件）

ウ) 成年後見制度利用促進機能

○成年後見制度利用促進機能のため、下記の対応を行いました。

【市長申立て件数】

年度	件数
令和3年度	9件（高齢5件・障害4件）
令和4年度	9件（高齢9件・障害0件）

【本人・親族申立て支援件数】

年度	件数
令和3年度	5件（高齢4件・障害1件）
令和4年度	1件（高齢1件・障害0件）

【福祉サービス利用支援事業利用者のうち成年後見制度への移行支援を行ったケース】

年度	件数
令和3年度	0件
令和4年度	1件（高齢1件・障害0件）

【生活保護受給者の中で成年後見制度の利用支援を行ったケース】

年度	件数
令和3年度	3件（高齢2件・障害1件）
令和4年度	4件（高齢4件・障害0件）

○後見人等候補者受任調整は実績がありませんでした。

エ) 後見人支援機能

○後見人着任後における引継ぎや関係者の顔つなぎ、対応方針を決定するためのチームミーティングの開催を行いました。

【後見人支援件数】

年度	件数
令和3年度	2件（高齢2件・障害0件）
令和4年度	11件（高齢11件・障害0件）

○専門職団体の協力を得ての後見人活動支援は実績がありませんでした。

② 地域連携ネットワークの構築

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

- 民生委員や在宅福祉アドバイザーからなる既存の見守りネットワークを活用し、支援が必要な人の早期発見に努めました。
- 地域包括支援センターの行っている介護予防把握事業にて、看護師が独居高齢者を中心に訪問を行い、支援が必要な人の早期発見に努めました。
- 既に支援を行っている関係機関からの情報提供や相談を受けることで、支援が必要な人の早期発見に努めました。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

- 対応体制を整え、令和3年度、令和4年度合わせて成年後見制度市長申立てを18件行いました。そのうち保佐・補助類型での申立てが6件ありました。
- 任意後見の相談は少ない状況です。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

- 本人の状況を知る地域の民生委員等の協力を貰い、チーム形成やチームミーティングに参加し、支援体制の構築を行いました。

③ 成年後見人等担い手の支援と確保

- 市民後見人の養成については実績がありませんでした。また、親族後見人からの相談実績もありませんでした。

(2) 安心して暮らし続けられる地域づくり

① 見守り体制の整備

- 民生委員や在宅福祉アドバイザーからなる既存の見守りネットワークを活用し、支援が必要な人の早期発見や見守りに努めました。また、民生委員に対しては地区ごとの民生委員児童委員協議会を活用し、成年後見制度の概要説明を行いました。
- 地域包括支援センターの行っている介護予防把握事業にて、看護師が独居高齢者を中心に訪問を行い、支援が必要な人の早期発見や見守りに努めました。
- 既に支援を行っている関係機関からの情報提供や相談を受けることで、支援が必要な人の早期発見や見守りに努めました。

② 成年後見制度の啓発と周知

○啓発と周知として、広報紙掲載（令和４年２月号）、市ホームページでの広報、市独自のパンフレット作成・配布、出前講座を行いました。

【出前講座件数】

年度	件数
令和３年度	７件（自立支援協議会相談支援部会・精神保健福祉部会、民生委員児童委員協議会、県成年後見制度担当者研修会、市介護保険サービス事業所連絡会居宅介護専門部会、市地域包括支援センターケアマネ研修等）
令和４年度	３件（民生委員児童委員協議会、生活支援型訪問介護サービス事業介護従事者研修等）

③ 予防的活用の推進

○必要に応じて社会福祉協議会とも連携し、福祉サービス利用支援事業や生活困窮者自立支援事業へつなげました。また、福祉サービス利用支援事業利用者のうち、成年後見制度への転換が必要な方への支援を行いました。

【福祉サービス利用支援事業利用者のうち成年後見制度への移行支援を行ったケース】

年度	件数
令和３年度	０件
令和４年度	１件

④ 成年後見制度利用支援事業の充実

○成年後見制度報酬助成の要件を緩和し、市長申立てに限っていた要件を令和４年度より撤廃しました。また、下記のとおり成年後見制度利用支援の対応を行いました。

【市長申立て件数】

年度	件数
令和３年度	９件（高齢５件・障害４件）
令和４年度	９件（高齢９件・障害０件）

【申立費用助成件数（市長申立件数のうち、生活保護受給者数）】

年度	件数
令和３年度	３件（高齢２件・障害１件）
令和４年度	４件（高齢４件・障害０件）

【後見人等報酬助成件数】

年度	件数
令和３年度	２件（高齢２件・障害０件）
令和４年度	９件（高齢９件・障害０件）

(2) 南九州市権利擁護協議会委員からの意見

令和5年7月25日に南九州市権利擁護協議会を開催し、協議会委員からも基本計画に対する取組について意見をいただきました。

○広報機能に関して

- ・南九州市成年後見ステーションの設置に伴い、成年後見制度の利用に対する意識が向上したと感じる。他方、成年後見制度の利用が必要な家族から利用の理解が得られない現状もある。
- ・成年後見制度の利用が必要な方でも、キーパーソンが不在のケースや、本人の理解が十分でない場合は利用まで至らない。
- ・成年後見制度の利用を勧めるも、第三者が後見人に着任することに対して拒否的な反応を示される。出前講座を行ってもらったことがあり、引き続きお願いしたい。
- ・認知機能の低下がある方に対し福祉サービス利用支援事業を提案するが、家族から利用希望があっても本人が希望しない場合があり、利用に至らないことがある。
- ・民生委員として、成年後見制度そのものをよく理解しておく必要がある。

○後見人等候補者受任調整に関して

- ・中核機関で候補者等の特性を把握したうえで受任調整が行えるのであれば、後見人と被後見人の信頼関係を構築しやすいと思う。ただし、現状を踏まえると、個別事案にマッチする候補者の推薦が可能なのか、とも思う。
- ・過去の実例で後見人と被後見人のミスマッチが生じたこともある。中核機関で受任調整ができるのであれば、利用者にとってもメリットである。

○任意後見について

- ・任意後見の利用について県弁護士会や行政機関でアンケートを行ったが、任意後見自体の理解が進んでおらず、相談件数も少ないことが分かった。
- ・任意後見の相談を受けたことはなく、やはり周知がうまくいっていないことが原因と思われる。高齢の方は契約内容がうまく理解できず、そのことも原因と考えられる。
- ・高齢の方と接する機会も多く、任意後見の案内も行うが、認知機能が保たれている段階では利用にまで考えが至らない。

○市民後見人の養成について

- ・現状で後見人の不足を感じることはない。受任調整も踏まえると、なり手を幅広く養成することで、マッチングをやりやすくなる。
- ・市民後見人を養成したとしても、受任できるケース等がないと活躍の場がなく、市民後見人養成受講者にとってもよくない。こういったケースであれば市民後見人でも対応ができるか議論を固めないといけない。今後、広報が進んで成年後見の利用が進んでくると、担い手不足が起こらないとも限らないので、必要性はあると思う。

(3) 本市の課題

①成年後見制度の周知不足

中核機関の立ち上げにより専門職や関係機関による成年後見制度の認知度は高くなっていますが、実際に必要となる本人や家族においては理解が十分でなく、利用に対してマイナスなイメージを持たれているケースもあります。

また、任意後見制度の相談件数も少なく、相談を受けるほとんどが既に認知機能が低下し法定後見の利用となっています。予防的な視点での広報も十分ではありません。出前講座の開催件数も減少しており、更なる広報・周知を行っていく必要があります。

②チーム及び成年後見人等への支援体制の強化

ケースの増加、複雑化もあり、今後、対応が困難なケースの増加が見込まれます。中核機関でもチーム支援を行っていますが、権利擁護協議会を含む地域連携ネットワークを活用した支援体制を整えていく必要があります。

③後見人等候補者受任調整、後見人等担い手確保の体制未整備

成年後見人等候補者受任調整の体制整備ができていません。後見人等と被後見人等のミスマッチを起こさないためにも、適切な受任調整ができるよう体制整備の検討を進める必要があります。

また、市民後見人等を含む多様な担い手の確保ができていません。現状、後見人等の担い手不足は発生していませんが、今後成年後見制度の活用が増加すると見込まれるため、検討を進める必要があります。

なお、上記については市単独での実施が困難なことも考えられることから、県とも十分に連携を図る必要があります。

7 計画の基本理念

関連計画である「南九州市地域福祉計画」、「南九州市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「南九州市障害者計画」のそれぞれの基本理念を踏まえ、『みんなで支え合い、いきいきと健やかに暮らせるまちづくり』を基本理念として取組を展開していきます。

8 施策の展開

(1) 地域で支える体制づくり

① 中核機関の整備・強化

南九州市地域包括支援センターを中核機関（南九州市成年後見ステーション）として位置づけ、成年後見制度の利用が必要な人が、適切に必要な支援につながるように体制を構築します。以下に掲げる ア）広報機能、イ）相談機能、ウ）成年後見制度利用促進機能、エ）後見人支援機能の4つの機能について、引き続き整備及び機能強化をしていきます。

ア）広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉、医療、地域等の関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げてることができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効である具体的なケース等を周知啓発していくよう努めます。

【具体的な取組内容】

- 広報紙、ホームページ、パンフレット等を活用した成年後見制度の周知・啓発や相談窓口の周知など市民や関係機関に広報・普及啓発を行います。
- 病院や介護サービス事業所、障害サービス事業所、民生委員児童委員協議会等にて対象者のニーズに応じた出前講座を開催し、広報・普及啓発を行います。

イ) 相談機能

中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。市長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて市民及び事業所からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が得られる体制）に係る調整を行います。

【具体的な取組内容】

- 市民や家族、関係機関からの相談を受け、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援の対応を行います。
- 市長申立てが必要と思われるケースにおいては市長申立て検討会を開催し、市長申立ての必要性を検討します。
- 必要に応じて中核機関がケース会議に参加し、本人の意思、判断能力や生活の状態、権利擁護や意思決定支援が必要になる状況、支援の状況や支援者等との関係性等の情報などを集めて、成年後見制度の利用の必要性を検討します。

ウ) 成年後見制度利用促進機能

後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、該当親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。

福祉サービス利用支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携を図り、保佐及び補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度のスムーズな移行を進めます。

生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要である人についても成年後見制度支援事業の活用を図ります。

利用者本人にとって適切な後見人等候補者を推薦できるような仕組みづくりに取り組み、後見人等候補者情報の提供や親族後見人への支援を行うための連携体制の整備等を家庭裁判所と連携を図りながら行っていきます。

現在成年後見人等については、親族のほか弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が受任しています。今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、市民後見人養成を検討します。また、親族後見人に対し、制度に対する情報提供などにより孤立や不安を解消し、安心して後見等業務に取り組むことができるように支援します。

【具体的な取組内容】

- 本人、親族申立てに関わる書類作成や事務手続きの支援、必要に応じて申立て支援を行う専門職の情報提供を行います。また、親族等が後見人となった場合、活動の支援を行います。
- 福祉サービス利用支援事業から成年後見制度への転換が必要なケースにおいて、社会福祉協議会との連携を図り、支援を行います。
- 受任調整において、まずは市長申立てケースに対して取組を進めます。適切な選任ができるよう、本人の状況や成年後見制度が必要となった理由等の情報を家庭裁判所へ報告します。受任調整会議の開催に向け、体制作りについて検討します。
- 市民後見人養成については県とも連携を図り、対応を検討します。

エ) 後見人支援機能

中核機関は、親族後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、法的な権限を持つ後見人と本人に身近な親族、福祉、医療及び地域の関係者が日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制（チーム）を作ります。中核機関にて専門的知見が必要と判断された場合においては、法律及び福祉の専門職が本人を支援することができるように、南九州市権利擁護協議会に属する専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

【具体的な取組内容】

- 後見人の着任後、後見人や関係機関が参加するチームミーティングを開催し、チーム形成支援と支援の方向性の共有を図ります。
- 後見人等やチーム関係者からの相談に応じ、対応を検討します。必要に応じて専門職による助言が得られるケース会議を開催します。

② 地域連携ネットワークの構築

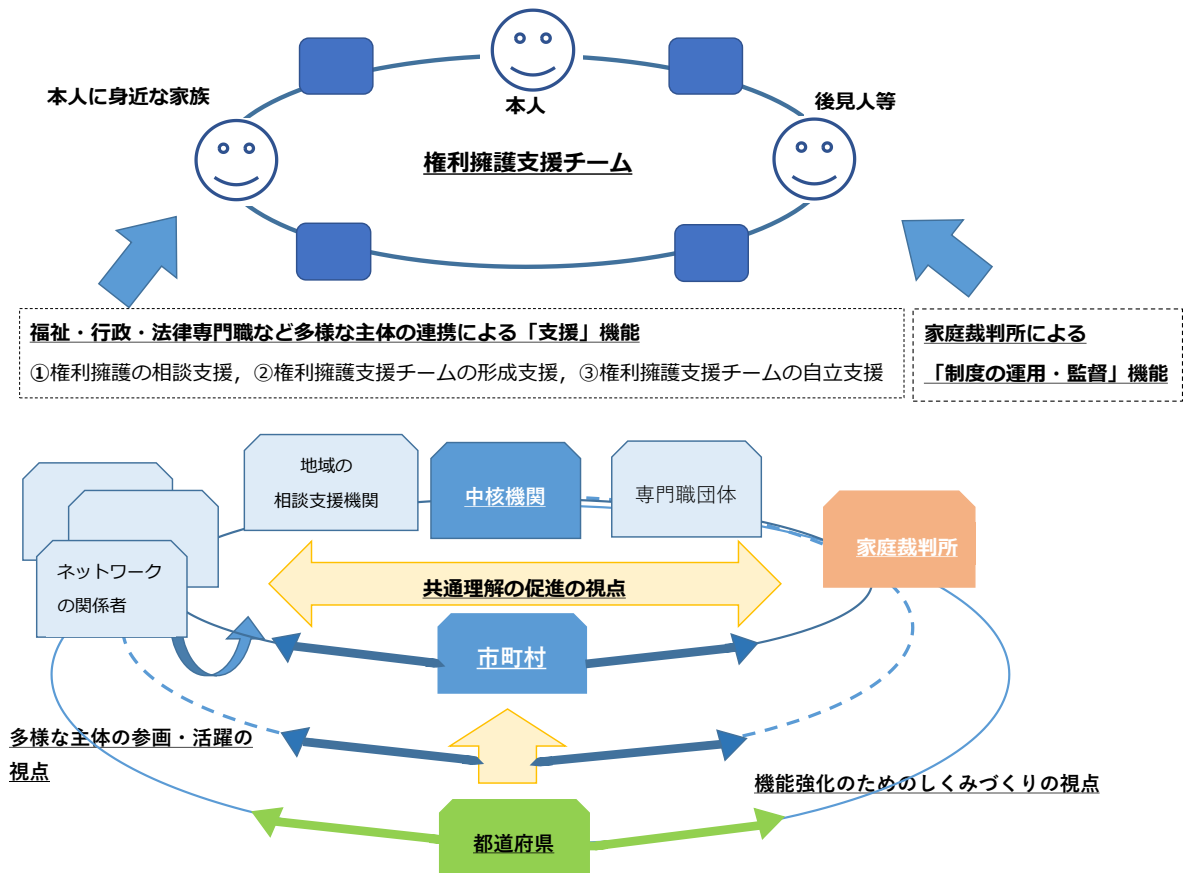
成年後見制度が必要な人が制度を利用できるような地域体制と成年後見制度が必要な人を発見し適切に必要な支援につなげる地域連携の構築を目指します。権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築の3つの役割を果たします。そのため、3つの場面において、地域連携ネットワークが機能することを目指します。

なお、中核機関の整備で示した4つの機能については、地域連携ネットワークにも備えるものとします。

地域連携ネットワークのイメージ



【資料：国第1期成年後見制度利用促進基本計画より】



【資料：国第2期成年後見制度利用促進基本計画より】

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組		
		ア 「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前) 【機能】 ・権利擁護の相談支援 ・制度利用の案内	・成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） ・権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	・地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 ・中核機関と各相談支援機関との連携強化	・各相談支援機関等の連携のしくみづくり ・成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり ・成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで) 【機能】 ・権利擁護支援チームの形成支援 ・適切な選任形態の判断	・選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	・都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 ・専門職団体による専門職後見人の育成	・後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり ・市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後） 【機能】 ・権利擁護支援チームの自立支援 ・適正な後見事務の確保	・意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	・地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 ・制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化	・後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 ・家庭裁判所中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

【資料：国第2期成年後見制度利用促進基本計画より】

ア) 権利擁護支援の検討に関する場面

a 本人等からの相談対応と制度の説明

本人を取り巻く関係者が、地域連携ネットワークのつながりや支え合いを通じて、日頃から接している権利擁護支援を必要とする人の状態や生活状況などを把握します。

日常生活などで課題を把握した場合は、地域の相談支援機関などにつなぎ、地域の相談支援機関は寄せられた相談への対応を行います。

相談対応時には、本人と関係者に、成年後見制度のしくみ（支援内容や利用する場合の留意点などを含む。）やそれ以外の権利擁護支援（支援内容や法律行為に関する取消権等がないなどの留意点などを含む。）に関する説明を行います。

b 権利擁護ニーズの精査と必要な支援へのつなぎ

相談支援機関による相談を通じた情報収集を行うほか、必要に応じて、中核機関や専門職がケース会議に参加するなどして、本人の意思及び選好や価値観、判断能力や生活の状態、権利擁護や意思決定支援が必要となる状況、支援の状況や支援者等との関係性等の情報などを集めて、成年後見制度の利用が必要かなど権利擁護支援ニーズの精査を行います。

精査の結果、成年後見制度の必要性を確認できた場合は、その適切な利用の検討につなぎます。他方、成年後見制度の必要性を確認できない場合も、本人の権利擁護支援ニーズに応じ、必要な見守り体制や成年後見制度以外の支援へのつなぎを行います。

c 成年後見制度の必要性等権利擁護支援についての理解の浸透

成年後見制度を利用する可能性のある本人や家族、地域住民、福祉・行政・法律専門職などの関係者に対して権利擁護支援について周知・啓発を行う際には、対象者の役割等を考慮し、対象者ごとに伝える内容や方法等を変えることで、誰もが権利擁護支援について理解できるよう工夫します。加えて、任意後見・補助・保佐に関する周知活動も強化します。

d 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透

市町村は、権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口を明確にします。

イ) 成年後見制度の利用の開始までの場面

a 権利擁護支援の方針の検討

相談を通じて得られた情報を基にして、判断能力の低下の進行や支援状況によって生じている具体的な課題（財産管理・各種手続きの課題、意思決定の課題、法的な課題、地域社会への参加に関する課題など現時点で生じているものだけでなく、将来に生じる可能性のある課題を含む。）を整理します。

その上で、本人の強みを活かすことや支援体制を調整することなどの意思決定支援の視点と本人保護などの権利侵害の回復支援の視点から、成年後見制度の利用を開始する方が適切か、他の支援につなぎ直す方が適切かの確認なども含めて、支援方針の検討を行います。

当該支援方針を検討する前に、成年後見制度を利用することによって受けられる支援や、同制度を利用することによる留意点を本人に説明し、本人の意向を確認しておくなど、支援の方針に本人の意向が反映できるようにします。

b 適切な申立ての調整

本人の申立てに対する意向を確認した上で、本人の状態や親族との関係性などを踏まえ、市長申立ての検討を含む適切な申立人の検討と調整を行います。

必要に応じて、診断書や本人情報シートなど申立てに必要な書類等の収集や、申立書に記載する情報の整理など、関係機関が適切に役割分担して対応します。

c 権利擁護支援を行うことのできる体制を作るための支援

支援方針を基に、対応すべき課題と後見人等に求められる役割、補助・保佐の活用も含めた想定される類型や必要となる同意・代理行為、把握可能な範囲内の収支や財産状況、成年後見制度利用支援事業の対象かなどの確認や、必要に応じた支援方針の調整を行います。

併せて、後見人等が選任されるまでの一時的な支援や対応の調整、役割分担を行うなど、本人の意向を踏まえた権利擁護支援のチーム形成を進めます。その際、本人と後見人等候補の予定者が申立て前に面談して相性を確かめることも考えられます。

ウ) 成年後見制度の利用開始後に関する場面

a 権利擁護支援チーム開始の支援

後見人等の選任後、後見人等が加わった権利擁護支援チームによる支援を開始するに当たり、関係者間で、申立て前に想定していた方針を共有し、役割分担の再確認を行います。具体的には、本人や後見人等、関係機関などが参加する会議を必要に応じて開催するなどして、支援内容を共有し、必要に応じて方針を再調整した上で、後見人等を含めた関係者間で役割を分担します。

方針の共有と役割分担の再確認の後、権利擁護支援チームの中で、支援の実施状況や課題の解決状況などを確認する時期について、支援の開始時点であらかじめ定めておきます。また、必要に応じて、中核機関や専門職などのバックアップが必要になる場面や期間を確認しておきます。

b 権利擁護支援チームの支援の開始後、必要に応じて行う支援

支援の開始後は、専門職後見人を含む後見人等や権利擁護支援チームの関係者からの相談に応じます。

必要に応じて、追加して必要となる支援の調整や、類型・権限変更などの検討や調整を行います。

また、あらかじめ定めた時期に、課題の解決の状況等を確認し、当該チームの自立状況を踏まえて、一旦、中核機関や専門職などによるチームへの支援を終結します。ただし、状況が変化した場合に、速やかに相談できる体制を確保しておくことに留意します。

c 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透

地域連携ネットワークの関係者は、後見人等の参画した権利擁護支援チームが、意思決定支援に取り組めるよう、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に対し、意思決定支援の重要性や考え方などについて、継続的な普及・啓発を行います。この際、チーム内で適切な役割分担を図るため、後見人等の役割を合わせて伝えていきます。

d 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連携体制の構築

地域連携ネットワークの関係者が後見人等の不正を把握した場合などにおいて、家庭裁判所と中核機関が適時・適切に連絡できるしくみを整えます。

【具体的な取組内容】

- 南九州市権利擁護協議会を開催し、専門職団体や関係機関、運用・監督機能を持つ家庭裁判所との連携を図ります。
- 中核機関の整備・強化で示した、ア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の取組内容を通じ、チームや協議会との連携を図ります。

(2) 安心して暮らし続けられる地域づくり

① 見守り体制の整備

今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれており、また精神および知的障害者においても成年後見制度利用のニーズが高まっていくと予測されますが、このような方々の数と成年後見制度の利用状況を比較すると、利用者数は著しく少ないことがわかります。これらの状況から、現状では社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれます。

したがって、地域の見守り活動を行っている地区の民生委員や地域住民、地域の関係機関と連携、協働して、支援の必要な人の早期発見及び早期対応に努めます。

【具体的な取組内容】

- 民生委員、在宅福祉アドバイザーからなる既存の見守りネットワーク、地域独自の見守りグループ、地域包括支援センターで行っている介護予防把握事業及び認知症施策推進事業、地域関係機関との連携を図り、支援の必要な人の早期発見、早期対応を行います。

② 成年後見制度の啓発と周知

周知啓発のため広報紙，ホームページ，パンフレット等を活用した成年後見制度の周知，啓発や相談窓口の周知など市民や関係機関に広報・普及啓発を行います。その際には，任意後見，保佐，補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるように留意します。

【具体的な取組内容】

- 広報紙，ホームページ，パンフレット等を活用した成年後見制度の周知・啓発や相談窓口の周知など市民や関係機関に広報・普及啓発を行います。
- 病院や介護サービス事業所，障害サービス事業所，民生委員児童委員協議会等にて対象者のニーズに応じた出前講座を開催し，広報・普及啓発を行います。

③ 予防的活用の促進

地域での生活で何か困難な状況が予想される場合には，補助及び保佐類型の利用や将来に備えての任意後見の活用を勧める等，早期の予防的視点を持ち支援します。また，社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用支援事業や生活困窮者自立支援事業の活用についても検討していきます。福祉サービス利用支援事業は，自らの判断能力に不安のある人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり，利用開始に当たり医学的判断が求められることなどの特徴を有しています。生活困窮者自立支援事業は，仕事や生活に困窮している人に対して，就職や住居，家計管理などをサポートするサービスです。福祉サービス利用支援事業や生活困窮者自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型の転換が望ましいケースについては，成年後見制度へのスムーズな移行等を検討します。

【具体的な取組内容】

- 普及啓発を行う際，任意後見の利用についても案内を行います。
- 福祉サービス利用支援事業や生活困窮者自立支援事業の利用について，社会福祉協議会との連携を図り，支援を行います。
- 福祉サービス利用支援事業から成年後見制度への転換が必要なケースにおいて，社会福祉協議会との連携を図り，支援を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度を利用したくても、自ら申立てることが困難であったり、身近に申立てる親族がいなかったり、申立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、成年後見制度利用支援事業による申立ての支援や助成等を実施し、利用支援を行います。また、法テラス、成年後見センターリーガルサポート、権利擁護センターぱあとなあ、コスモス成年後見サポートセンター等が行っている助成等制度の活用についても支援します。

【具体的な取組内容】

○市長申立てや後見人等報酬助成を実施し、利用支援を行います。

9 計画の推進

「ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活の保障）」、「自己決定権の尊重」、「財産管理のみならず身上保護も重視」という国の「成年後見制度利用促進基本計画」の基本的な考え方に加え、国の「第2期成年後見制度利用促進基本計画」の基本的な考え方である「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」、「尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等」、「司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり」に基づいて計画を実行していきます。あわせて、定期的に計画の進捗状況の点検、評価を行い、必要に応じて改善、調整等を行います。

10 評価

「南九州市権利擁護協議会」において、中核機関の業務計画の実施状況や具体的な実践事例等の報告を通して、権利擁護支援の地域課題と解決策の検討など、「Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）サイクル」により評価と改善を行います。

～資料～

(1) 主な用語解説

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護施設入所等の契約を結んだりする必要があっても、自分でこれらを行うことが難しい場合があります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。成年後見制度は大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

法定後見制度

法定後見制度は本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為や財産管理等を行い、本人を保護・支援します。

任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、財産管理等に関することについて代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。将来に向けて、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

生活困窮者自立支援制度

現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人を対象に困りごとの相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まいなどさまざまな面で支援するものです。この制度は、仕事や住まい、家計などに係る課題が複雑化・深刻化して、破たんしそうな暮らしを止め、自立を助ける役割を担う制度です。

福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的として営利を目的としない民間組織。各種の福祉サービスの相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、地域の福祉増進活動を行っています。

法テラス

法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるように、総合法律支援法に基づき、平成 18 年に設立された公的な法人が日本司法支援センター（通称法テラス）。法的トラブルの際の法律相談などを行っています。

リーガルサポート

平成 11 年に高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として全国の司法書士によって設立された組織。成年後見制度利用者の後見人（成年後見人、補助人、保佐人等）としてその権利を擁護する活動などしています。

権利擁護センターぱあとなあ

公益社団法人日本社会福祉士会ならびに、各都道府県社会福祉士会が運営。所定の成年後見人養成研修を修了した社会福祉士を成年後見人等の候補者として登録し、成年後見人等の支援を行っています。

コスモス成年後見サポートセンター

平成 22 年に高齢者、障がい者等が自らの意思に基づき、安心してその人らしい自立した生活が送れるよう財産管理及び身上保護を通じて支援し、もって権利の擁護及び福祉の増進に寄与し、個人の尊厳が保持されることを目的として日本行政書士会連合会が主導して設立された組織。行政に対する地域住民のニーズに寄り添いながら、成年後見人等の受任を行っています。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う機関。市町村が責任主体。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置しています。

出典（各ホームページより）

法務省、厚生労働省、公益社団法人成年後見センターリーガルサポート、日本司法支援センター法テラス、社会福祉法人全国社会福祉協議会、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

(2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律

平成 28 年 4 月 15 日

法律第 29 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 成年後見人及び成年後見監督人
- (2) 保佐人及び保佐監督人
- (3) 補助人及び補助監督人
- (4) 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 成年被後見人
 - (2) 被保佐人
 - (3) 被補助人
 - (4) 任意後見契約に関する法律(平成 11 年法律第百 150 号)第 4 条第 1 項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者
- 3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。
- 4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第 3 条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成

年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

- 3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有す

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第6条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第7条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第8条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（法制上の措置等）

第9条 政府は、第11条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後3年以内を目途として講ずるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第10条 政府は、毎年1回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況

をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第2章 基本方針

第11条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 1 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 2 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 3 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 4 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 5 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 6 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- 7 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- 8 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- 9 前2号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。
- 10 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公

共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

- 11 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第3章 成年後見制度利用促進基本計画

第12条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 成年後見制度の利用の促進に関する目標
 - (2) 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第4章 成年後見制度利用促進会議

第13条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

- 2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。
- 3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第5章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第15条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域

を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第3条及び第5条の規定は、同日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成28年政令第214号で、本文に係る部分は、平成28年5月13日から施行)

(平成30年政令第74号で、ただし書に係る部分は、平成30年4月1日から施行)

(検討)

第2条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第11条第3号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

(3) 南九州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

令和2年6月5日

告示第121号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定により南九州市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「計画」という。）を策定するため、南九州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の検討に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用促進に必要な連絡及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療・福祉関係者
- (2) 司法関係者
- (3) 福祉に関し識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、長寿介護課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

(4) 南九州市成年後見制度利用促進基本計画策定委員名簿

No.	代表団体名	氏 名	職 名	備考
1	南薩医師会	岡村 久隆	南九州さくら病院 院長	
2	介護サービス事業所連絡会 居宅介護支援専門部会	平川 泰隆	川辺生協病院 居宅介護支援事業所 主任介護支援専門員	
3	障害者相談支援事業所	神村 晃大	相談支援事業所なんさつ 相談支援専門員	
4	鹿児島県弁護士会	山内 翔	山内法律事務所 弁護士	委員長
5	鹿児島県司法書士会	寺園 渉	寺園司法書士・行政書士 事務所 司法書士	副委員長
6	鹿児島県行政書士会	前村 賢二	行政書士・土地家屋調査士 前村事務所 行政書士	
7	鹿児島県社会福祉士会	泊 浩一郎	社会福祉法人更生会 事務局長	
8	南九州市社会福祉協議会	東 洋一	南九州市社会福祉協議会 地域福祉課長	
9	南九州市民生委員児童委員 協議会	佐藤 昭文	南九州市颯娃町民生委員 児童委員協議会 会長	
10	鹿児島県くらし保健福祉部 社会福祉課地域福祉支援係	永留 康秀	地域福祉支援係長	

オブザーバー

1	鹿児島家庭裁判所知覧支部	久保 晃司	支部長兼裁判官	
2	〃	鈴 光一郎	庶務課長	

(5) 南九州市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱

平成 19 年 12 月 1 日
告示第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 に規定にする審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合における手続等を定めるものとする。

(審判請求の考察事項)

第 2 条 市長は、審判請求を行うに当たっては、審判の対象者（以下「本人」という。）に関し、次に掲げる事項を総合的に考察して行うものとする。

- (1) 事理を弁識する本人の能力の程度
- (2) 本人の配偶者及び 2 親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による本人保護の可能性
- (3) 本人又は親族等が審判請求を行う見込み
- (4) 市又は関係機関が行う各種施策の活用による本人に対する支援策の効果

(審判請求の決定)

第 3 条 市長は、前条の事項を考査し、本人の福祉を図るため特に必要があると認めたときは、審判請求の決定を行う。

(審判請求の申立書等)

第 4 条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第 5 条 市は、家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 28 条第 1 項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

(審判請求費用の求償)

第 6 条 市長は、審判請求費用に関し、本人又は関係人が負担すべきであると判断したときは、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第 28 条第 2 項の命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の潁娃町成年後見制度に係る町長による審判の請求手続等に関する要綱(平成 18 年潁娃町告示第 40 号)の規定によりな

された処分，手続その他の行為は，この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 25 年 6 月 24 日告示第 113 号）

この告示は，告示の日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 14 日告示第 82 号）

この告示は，平成 27 年 6 月 24 日から施行する。

(6) 南九州市成年後見人等報酬助成要綱

平成 19 年 12 月 1 日

告示第 30 号

(目的)

第 1 条 この告示は、成年後見人制度を利用する高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下これらを「高齢者等」という。）に係る成年後見人等の報酬に対し助成することにより、高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 成年後見人等 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 8 条、第 12 条及び第 16 条に規定する成年後見人、保佐人及び補助人である者をいう。

(2) 報酬 民法第 862 条に規定する報酬をいう。

(助成の対象)

第 3 条 助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、市長による審判請求（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 に規定する審判請求をいう。）の場合に限らず、成年後見人等が民法第 725 条に規定する親族でない者で、次に掲げる経済的要件のいずれか及び住所地要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 経済的要件

ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する者

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受けている者

ウ 成年後見人等の報酬を負担することが困難であると市長が認めた者

(2) 住所地要件

ア 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者（他市区町村の市区町村長が措置権者若しくは生活保護の実施機関である者又は他市区町村が介護保険の保険者若しくは自立支援給付の実施主体である者を除く。）

イ 市長が措置権者若しくは生活保護の実施機関である者又は本市が介護保険の保険者若しくは自立支援給付の実施主体となっている者

2 前項に規定する助成対象者が死亡し、かつ、成年後見人等が助成対象者の相続人又は相続財産管理人から報酬を受領することができない場合は、成年後見人等を助成対象者とすることができる。

(助成の額)

第 4 条 報酬の助成の額は、家庭裁判所が決定した報酬の額の全部又は一部の額とす

る。

(支給申請)

第5条 報酬の助成を受けようとする者は、成年後見人等報酬助成申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 後見等の開始の事実が確認できる書類
- (2) 家庭裁判所による報酬付与に係る決定を受けたことを示す書類
- (3) 高齢者等の収支の状況を明らかにする書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、家庭裁判所による報酬付与に係る決定のあった日の翌日から起算して60日以内とする。

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、家庭裁判所の審判の結果、本人の負担能力等を総合的に考察の上、審査を行い、助成金の支給の可否を決定し、その旨を成年後見人等報酬助成決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(届出)

第7条 第5条に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、成年後見人等報酬助成申請事項変更届(第3号様式)により、速やかに市長に届けなければならない。

(請求権の取消し等)

第8条 報酬の助成を申請し、受給した者が次の各号のいずれかに該当するときは、その請求権を取り消し、助成を停止し、又は報酬の助成の額の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請のその他の不正の手段によって報酬の助成を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 成年後見人等を解任したとき。

(請求権取消し等の通知)

第9条 市長は、前条に規定する請求権を取り消し、又は支給を停止したときは、成年後見人等報酬助成取消(停止)通知書(第4号様式)により、報酬を返還させるときは、成年後見人等報酬助成金返還命令書(第5号様式)により通知するものとする。

(譲渡及び担保の禁止)

第10条 報酬の助成の請求権は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の穎娃町成年後見人等報酬助成要綱(平成18年穎娃町告示第41号)の規定によりなされた処分, 手続その他の行為は, この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年6月24日告示第113号)

この告示は, 告示の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日告示第77号)

(施行期日)

- 1 この告示は, 令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の際現に提出されている改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は, 改正後の各要綱の規定による様式とみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式については, 当分の間, 所要事項を調整して使用することができる。

附 則(令和3年4月30日告示第104号)

この告示は, 令和3年5月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日告示第66号)

この告示は, 令和4年4月1日から施行する。

(7) 南九州市成年後見ステーション事業実施要綱

令和4年2月1日

告示第14号

(目的)

第1条 南九州市成年後見ステーション（以下「ステーション」という。）が実施する事業（以下「事業」という。）は、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない者の権利を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の円滑な利用に向けて支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、南九州市とする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 成年後見制度の広報及び啓発に関すること。
- (2) 成年後見制度の相談対応及び利用支援に関すること。
- (3) 成年後見人等の活動支援に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用促進に関し必要な業務に関すること。

(設置)

第4条 ステーションは、南九州市地域包括支援センター内に設置する。

(守秘義務)

第5条 この事業に携わる者は、この業務を行うに当たっては個人の人権を尊重し、業務で知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。